

DISCLOSURE

2016 年版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

はじめに	2
主な記載事項について	2
1. 会社の概況	
①商号、許可年月日等	3
②事業の内容	6
③営業所の状況	8
④財務の概要	8
⑤発行済株式総数	8
⑥主要株主名	8
⑦役員 の 状況	9
⑧役員及び使用人の数	9
2. 営業の状況	
①営業の経過及び成果	9
②取引開始基準	14
③顧客数	15
3. 経理の状況	
①貸借対照表	16
②損益計算書	17
③株主資本等変動計算書	18
④個別注記表	19
⑤監査に関する事項	21
【追加情報】	22

《はじめに》

本書は、平成 28 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載事項について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しております。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しております。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しております。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常損益、純資産額規制比率(*)等の主要な財務指標について記載しております。

* 純資産額規制比率 = 純資産額 / リスク額 × 100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しております。

「主要株主名」 発行済株式の 1%以上を保有する株主の氏名、所有株式数等を記載しております。

「役員状況」 役員の氏名等を記載しております。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しております。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しております。

「取引開始基準」 取次業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しております。

「顧客数」 顧客数を記載しております。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しております。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】平成 28 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しております。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 別府圭一
所在地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電話番号	03-5543-2211 (大代表)
許可年月日	平成22年12月13日
	許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」
加入協会名	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会

[会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

年月	概要
昭和38年9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる

昭和 43 年 5 月	資本金を 1 億 80 万円に増資
10 月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目 2 番地へ移転
昭和 44 年 5 月	資本金を 1 億 2,096 万円に増資
昭和 45 年 5 月	資本金を 1 億 4,515.2 万円に増資
昭和 46 年 1 月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和 46 年 5 月	資本金を 1 億 7,418.2 万円に増資
昭和 47 年 5 月	資本金を 2 億 6,127.3 万円に増資
昭和 48 年 5 月	資本金を 3 億 9,190 万円に増資
6 月	資本金を 4 億円に増資
昭和 49 年 5 月	資本金を 5 億円に増資
昭和 56 年 1 月	資本金を 5 億 196 万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和 58 年 5 月	仙台支店開設
昭和 59 年 1 月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成 元年 11 月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成 3 年 6 月	資本金を 5 億 4,000 万円に増資
8 月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 3 月	資本金を 12 億 1,000 万円に増資
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4 月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11 月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成 12 年 3 月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8 月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成 13 年 5 月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6 月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8 月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9 月	大阪商品取引所を脱退する

平成 13 年 11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1,000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する
9 月	金地金寄託売買業務を廃止する
平成 21 年 7 月	福岡支店を廃止する
11 月	大阪支社を廃止する
12 月	第二種金融商品取引業を廃止する
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所商品指数市場加入
4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場脱退
8 月	資本金を 10 億 1,000 万円に減資
12 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける
平成 23 年 1 月	取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社)
8 月	資本金を 5 億 1,000 万円に減資

平成 26 年 7 月	取次先が楽天証券株式会社に変更 (ドットコムディティ株式会社と楽天証券株式会社の合併により)
平成 27 年 1 月	取次先をフィリップ証券株式会社に変更

② 事業の内容

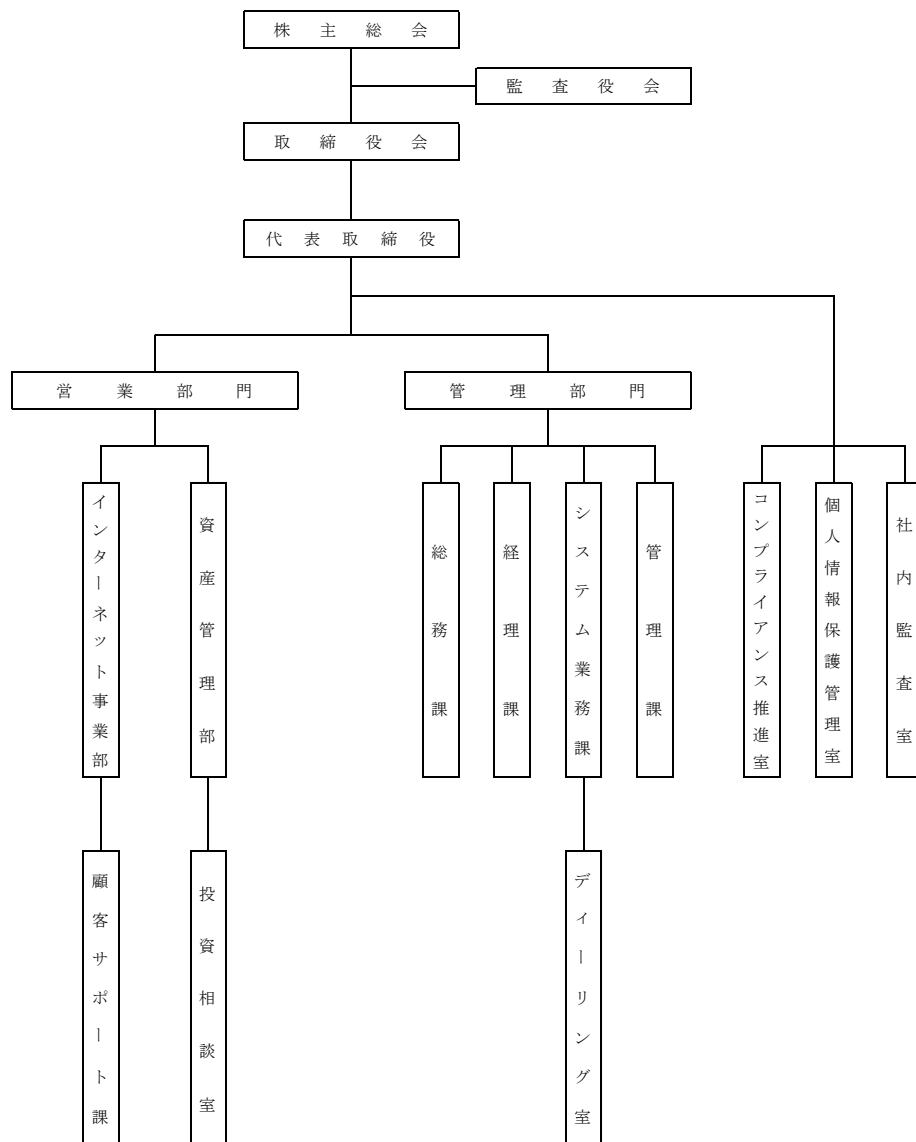
商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行っております。

取次先：フィリップ証券株式会社（東京都中央区、代表：下山 均）

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 28 年 3 月 31 日現在】



(2) 事業の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて取次ぎをする業務（以下「取次業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場に係る取次業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の取次業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

取引所名	商品市場名 (略称)	・農 砂 糖 物	貴 金 属	石 油	ゴ ム	上場商品名
東京商品取引所		○				小豆、一般大豆、とうもろこし
			○			金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション
				○		ガソリン、灯油、原油、軽油
					○	ゴム

ロ. 外国商品市場に係る取次業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る取次業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所、及び外国商品市場（CME・COMEX・IPE・NYMEX）において行っております。

(b) 兼業業務

該当なし。

③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211

④ 財務の概要（平成 28 年 3 月決算期）

(a)資本金	510,000 千円
(b)営業収益	435,767 千円
(c)受取手数料	414,158 千円
(d)売買損益	21,608 千円
(e)経常損益	17,795 千円
(f)当期純損益	87,227 千円
(f)純資産額規制比率	392.5 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 28 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしていません。

⑥ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	議決権の割合
寺町 美摩	280,786,200 株	98.95%
フジフューチャーズ株式会社	118,247,800 株	---%
計	399,034,000 株	98.95%

⑦ 役員の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	別府 圭一	有	常勤
取締役	寺町 美摩	無	非常勤
取締役	小谷田 麻由	無	非常勤
取締役	三日市 理	無	非常勤
監査役	月原 茂博	無	常勤
監査役	安部 右三	無	非常勤
監査役	渡邊 勇夫	無	非常勤

（注）監査役安部右三氏および渡邊勇夫氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	役員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	7 人	5 人	32 人	39 人
（うち外務員数）	（0 人）	（0 人）	（26 人）	（26 人）

（注）嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけております。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしております。最適なリスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資

家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しております。

当会計年度のが国経済につきましても、海外経済の下振れリスクがあったものの、政府主導の経済対策や金融緩和等により、緩やかな回復傾向で推移しました。

国内商品先物取引業界では、新興国景気減退懸念や原油等の資源価格の急落、日銀のマイナス金利導入をはじめとする各国金融緩和政策の影響等を受けて、国内商品取引所における海外委託売買高は過去最高更新を続けており、国内売買高も前年度比15.3%増となりました。先行きにつきましては、引続き世界経済の回復に依然として不透明感が残り、売買高が下押しされるリスクが存在しております。しかしながら、新設された金限日取引の活況やLNG先物取引上場・電力先物等の総合エネルギー市場開設準備の動きもあり、市場の活性化が見込まれ、監督官庁の省令改正による勧誘行為規制の緩和等によって、緩やかな回復経路に復していくことが期待されております。

さらに当社では、これまで危機管理対応の強化、委託者資産の保護並びに手数料収入の増加を目的として、新たなシステムの導入の取り組みを行って参りました。主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」においては、ロスカットシステムを導入し、急激なマーケットの変動に対し委託者の損失を限定し、委託者資産を保護することが可能となりました。また委託者未収金の発生防止により、事業リスクは大幅に改善致しましたが、預り資産や売買高の低迷が続いており、今後は預り資産・手数料収入の増加につながる付加価値、利便性の高いシステム構築を目指して参ります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおきましたが、委託売買高が818千枚（前年比15.0%減）となり、受取手数料は414,158千円（前年比23.3%減）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は21,608千円（前年比20.1%増）の利益となりました。内訳はそれぞれ国内商品市場20,501千円、外国商品市場1,107千円の利益となります。

以上の結果、当期の営業収益は435,767千円（前年比21.8%減）となり、営業費用が524,929千円（前年比21.0%減）となったため、営業損失は89,162千円となりました。

しかしながら、貸倒引当金戻入等により、経常利益は17,795千円、当期純利益は87,227千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 4 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日) (至 平成 28 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物・砂糖市場	41,671
貴金属市場	282,602
石油市場	51,722
ゴム市場	40,269
小 計	416,264
未収収益計上額	△2,106
そ の 他	0
小 計	△2,106
合 計	414,158

- (注) 1. 商品先物取引の受取手数料はオプション取引に係る金額を含めて計算しております。(当期、オプション取引はございません。)
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 4 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日) (至 平成 28 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物・砂糖市場	68
貴金属市場	5,844
石油市場	14,090
ゴム市場	497
小 計	20,501
商品先物取引評価損益	0
その他の売買損益	1,107
小 計	1,107
合 計	21,608

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。(当期、オプション取引はございません。)
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。
3. 海外先物取引の売買損益は、その他の売買損益に含まれます。

(c) 売買高

(イ)国内商品市場

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 5 4 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日) (至 平成 28 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物・砂糖市場		38,552	156	38,708
貴金属市場		631,637	9,382	641,019
石油市場		102,236	14,948	117,184
ゴム市場		45,837	410	46,247
合 計		818,262	24,896	843,158

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

(ロ)海外商品市場

(単位：枚)

海外取引所名	期 別 内 訳	第 5 4 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日) (至 平成 28 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
CME		—	284	284
COMEX		—	170	170
IPE			424	424
NYMEX		—	252	252
合 計		—	1,130	1,130

② 取引開始基準

フジフューチャーズ株式会社

取引開始基準

当社は、法令等諸規則に基づき、口座開設に際してお客様の適合性を総合的に判断する準拠として、下記の取引開始基準を定めております。

記

1. 当社は、次に当てはまる方の口座開設をお受けすることは出来ません。
 - (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
 - (3) 長期療養の方
 - (4) 破産者で復権を得ない方
 - (5) 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする方
 - (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
 - (7) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社の提供する対面取引は、次に当てはまる方につきまして、所定の審査条件を満たした場合に限り口座開設をお受けしております。
 - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている方（年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合等）
 - (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の収入を有しない方
 - (3) 商品デリバティブ取引の経験がない方
 - (4) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
 - (5) 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社の提供する電子取引（Venus）は、次に当てはまる方につきまして、所定の審査条件を満たした場合に限り口座開設をお受けしております。
 - (1) 一定以上（年間 300 万円以上）の収入を有しない方
 - (2) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
 - (3) 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

4. 当社は、次に当てはまる方を公金取扱者として定め、口座開設に際して不正資金の流入を防止するための措置を講じております。
 - (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
 - (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有

価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

以上

③ 顧客数

顧客数 3,647 名（平成 28 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,990,468	流 動 負 債	5,619,269
現金及び預金	191,986	未払法人税等	6,441
委託者未収金	387	未払金	12,101
前払金	1	未払費用	7,318
前払費用	10,085	預り証拠金	5,591,402
差入保証金	4,616,406	預り金	2,005
委託者先物取引差金	1,040,907	特別法上の準備金	34,523
預託金	117,500	商品取引責任準備金	34,523
未収収益	11,751	(商品先物取引法第221条)	
仮払金	1,513		
未収入金	86		
立替金	40	負債合計	5,653,792
貸倒引当金	△ 197	純資産の部	
固 定 資 産	314,324	株 主 資 本	650,999
有形固定資産	196,832	資 本 金	510,000
建物及び設備	152,820	資 本 剰 余 金	3,085,000
器具備品	43,851	その他資本剰余金	3,085,000
土地	160	利 益 剰 余 金	△ 1,710,283
無形固定資産	660	その他利益剰余金	△ 1,710,283
電話加入権	660	別途積立金	933,885
投資その他の資産	116,831	繰越利益剰余金	△ 2,644,168
投資有価証券	0	自 己 株 式	△ 1,233,716
長期委託者未収金	205,994		
差入保証金	37,788	純資産合計	650,999
長期貸付金	383	負債及び純資産合計	6,304,792
長期未収金	111		
ゴルフ会員権	12,110		
貸倒引当金	△ 139,554		
資 産 合 計	6,304,792		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科 目	金	額
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益		435,767
		受 取 手 数 料	414,158	
		売 買 損 益	21,608	
		営 業 費 用		524,929
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	524,929	
		営 業 損 失		89,162
益 の 損 益 の 部	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		106,957
		受 取 利 息	17	
		雑 収 入	59	
		貸 倒 引 当 金 戻 入	106,879	
		経 常 利 益		17,795
特 別 損 益 の 部		特 別 利 益		77,750
		商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	8,670	
		投 資 有 価 証 券 売 却 益	33,690	
		年 金 基 金 解 約 負 担 金 戻 入	18,004	
		受 取 遅 延 損 害 金	17,385	
		特 別 損 失		7,368
		固 定 資 産 除 去 売 却 損	448	
		子 会 社 清 算 損	6,920	
		税 引 前 当 期 純 利 益		88,177
		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		950
		当 期 純 利 益		87,227

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当期首残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000
当期変動額	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
別 途 積立金		繰越利益 剰余金	自己株式		株主資本 合 計		
当期首残高	—	933,885	△ 2,731,395	△ 1,797,510	△ 1,233,716	563,772	563,772
当期変動額	—	—	87,227	87,227	—	87,227	87,227
当期純利益	—	—	87,227	87,227	—	87,227	87,227
当期変動額合計	—	—	87,227	87,227	—	87,227	87,227
当期末残高	—	933,885	△ 2,644,168	△ 1,710,283	△ 1,233,716	650,999	650,999

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

(1) 継続企業の前提に対する注記

当社は、前期に 107,180 千円、当期に 89,162 千円と依然として大幅な営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、現経営陣のもと平成 28 年度の事業計画を策定し経営改善を目指すこととしております。しかしながら、現経営陣により策定された事業計画が今後そのまま達成されるか市場の低迷等もあり必ずしも明確ではありません。よって、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。

(b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。

(c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 貸借対照表に関する注記

(a) 有形固定資産の減価償却累計額

226,464 千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

普通株式 402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

普通株式 118,247 千株

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(6) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。
委託者未収金に係る信用リスクは、経理管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	191,986	191,986	—
(2) 委託者未収金	387	387	—
貸倒引当金	△197	△197	—
(3) 差入保証金 (流動資産)	4,616,406	4,616,406	—
(4) 長期委託者未収金	205,994	205,994	—
貸倒引当金	△139,554	△139,554	—
(5) 差入保証金 (固定資産)	37,788	37,778	—
(6) 長期貸付金	383	383	—
(7) 長期未収金	111	111	—
(8) 未払金	12,101	12,101	—
(9) 預り証拠金	5,591,402	5,591,402	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金(流動資産)及び(9) 預り証拠金

これらは、主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりフィリップ証券(株)に差入れ

ているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期委託者未収金

これは、委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(5) 差入保証金(固定資産)

これは、主として本社事務所の賃貸契約保証金として住友不動産㈱に差入れているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期貸付金及び(7) 長期未収金

これらは、貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(8) 未払金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務は負債計上に代えて、不動産賃貸契約に基づく保証金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(8) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2円29銭
1株当たり当期純損失	30銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 28 年 6 月 29 日開催の第 54 回定時株主総会にて取締役 3 名が選任され、同総会後の取締役会において次のとおり役付取締役を定めております。

代表取締役社長	寺町 美摩
取締役副社長	勇 俊光
取締役	小谷田 麻由

2. 同総会にて、定款の変更（非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の変更、ならびに監査役会設置会社に関する事項の廃止）の承認の決議がなされました。

3. 同総会にて、資本金の額の減少の決議がなされました。なお、減少した額の全てを「その他資本剰余金」に計上いたします。

- ・ 資本金 5 億 1 千万円 → (4 億 1 千万円減少) → 1 億円
- ・ 効力発生日 平成 28 年 9 月 1 日

4. 平成 28 年 7 月 1 日より、金限日取引の取扱いを開始しております。

以 上